

## 入湯税の使途

入湯税については、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために課するものです。

歳入歳出予算における入湯税が充てられる費用は、次のとおりです。

(歳入)

(単位：千円)

区分	予算額	充当額	充当率
入湯税	1,915	1,915	100.0%

(歳出)

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	入湯税	その他
地域イベント事業	29,040				1,915	27,125
計	29,040				1,915	27,125

## 都市計画税の使途

都市計画税については、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために課することができるものです。

歳入歳出予算における都市計画税が充てられる費用は、次のとおりです。

(歳入)

(単位：千円)

区分	予算額	充当額	充当率
都市計画税	88,254	88,254	100.0%

(歳出)

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
下水道事業 事業会計繰出金	415,640				76,927	338,713
公債費償還元金 都市計画事業分	172,593				10,937	161,656
公債費償還利子 都市計画事業分	6,165				390	5,775
計	594,398				88,254	506,144